令和８年１０月３０日

名古屋地区のハイヤー運賃改定申請状況について

令和８年７月３０日から受付を開始した名古屋地区のハイヤー運賃改定申請については、令和８年１０月２９日をもって３ヶ月の受付期間が終了しました。

その結果、申請等を提出したハイヤー事業者の合計車両数が名古屋地区全ハイヤー事業者の車両数の５割に達しなかったため、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金認可申請の審査基準について」（平成１４年１月１８日付け中運局公示第２４９号）に基づき運賃改定手続の開始に至らなかったことをお知らせします。

●名古屋地区（令和８年１０月２９日現在）

申請状況	申請車両数（両）	申請率（%）	地域の全体車両数（両）
（最初の申請日） 令和８年７月３０日 （３ヶ月経過日） 令和８年１０月２９日	７１	２１．３９	３３２

名古屋地区･･･愛知県のうち、名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、海部郡大治町、海部郡蟹江町、海部郡飛島村（１２市４町１村）

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金認可申請の審査基準について
（平成１４年１月１８日付け中運局旅二第２４９号）　※抜粋

２．運賃改定手続の開始等

⑴　運賃適用地域ごとに、原則として最初に申請があったときから３ヶ月の期間の間に申請を受け付けることとし、申請率（当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数に占める申請があった法人事業者の車両数の合計の割合をいう。以下同じ。）が５割以上となった場合には、３ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定手続を開始することとする。

⑵　略

⑶　なお、⑴において運賃改定手続の開始に至らなかったとき及び⑵③において運賃改定手続が中止となったときは、それぞれ申請事業者について、道路運送法第９条の３第２項第１号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

連絡先
中部運輸局自動車交通部旅客第二課
TEL　０５２－９５２－８０３６